

○厚生労働省令第四十八号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の四十六第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年三月三十一日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第百四十条の六十六第一項第一号イ(3)中「主任介護支援専門員」の下に「介護支援専門員であつて、」を加え、であつて、当該研修又は同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して五年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この(3)において「修了日」という。）から起算して五年を経過した者）であつては、修了日から起算して五年を経過すること、当該経過する日までの間に、同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）に改める。
第百四十条の六十八第二項中「及び主任介護支援専門員研修」を「及び主任介護支援専門員更新研修」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成二十六年年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新令」という。）第百四十条の六十六第一号イ(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過すること、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同(3)の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日（平成二十四年度から平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者）にあつては、平成三十二年三月三十一日）までに修了した場合に、同(3)に規定する日までの間に修了したものとみなす。

2 前項の規定により新令第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3 前項の規定は、平成二十六年年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して五年を経過すること、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、同(3)に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなつた場合には適用しない。

4 前三項の規定にかかわらず、平成二十六年年度以前修了者が、この省令の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

第三条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とする。

○厚生労働省令第四十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。
第四十三条の三中「及び第四項」を「から第六項まで及び第八項から第十一項まで」に、「第二十三条」を「並びに第二十三条」に、「並びに第二十二條の四の二」を「第二十一條の二第二項及び第三項並びに第二十一條の四」に改め、「指定都市」との下に、「第二十二條の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」とを加える。

（医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、前条中「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が当該各号に定める規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が次の各号に掲げる規定に基づき条例で定める基準とみなす。

- 一 第一条の規定による改正後の医療法施行規則（次号において「新規則」という。）第四十三条の三の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第二十一条の二 医療法施行規則第二十一条の二
- 二 新規則第四十三条の三の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第二十一条の四 医療法施行規則第二十一条の四
- 三 第二条の規定による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十三条の規定により読み替えて適用される同令附則第二十三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十三条

○厚生労働省令第五十号
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項及び第五条第七項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年三月三十一日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等に関する省令の一部を改正する省令
国民健康保険の事務費負担金等の交付額等に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号イ中「[4,420]」を「[4,429.4]」に、「[5,06,00円]」を「[5,923,00円]」に改め、同号口中「[0,000,000,3080]」を「[0,000,000,2797.5]」に、「[0,007,583]」を「[0,006,761]」に改め、同条第二号イ中「[一万七千八百二十四銭]」を「[一万七千七百二十三円二十八銭]」に改め、同号口中「[〇・〇一四四二二]」を「[〇・〇一三四二四]」に改め、同条第三号イ中「[一万六千七百二十四円七十六銭]」を「[一万七千七百三十七銭]」に改め、同号口中「[〇・〇一〇三三]」を「[〇・〇〇九九一七]」に改める。

附則第二条を削り、附則第二条の二（見出しを含む）中「平成二十七年及び平成二十八年年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年年度」に改め、同条を附則第二条とし、附則第二条の三（見出しを含む）中「平成二十七年及び平成二十八年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年年度」に改め、同条を附則第二条の二とする。